

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年4月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第1号

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉施設措置費等徴収規則の一部を次のように改正する。

第1条中「保育費用」を「保育措置費」に改める。

第2条第1項中「保育費用」を「保育措置費」に改め、同条第2項を削り、同条第3項前段中「保育費用」を「保育措置費」に、「別表第1に掲げる階層区分」を「次の各号に掲げる者の区分」に、「同表」を「当該各号」に、「とおり」を「額」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第24条第5項又は第6項第1号の規定により保育所又は幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）（以下「保育所等」という。）に入所する児童のうち、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において4歳以上であるもの 別表第1に掲げる額
- (2) 法第24条第5項又は第6項第1号の規定により保育所等に入所する児童のうち、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において3歳であって、4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの 別表第2に掲げる額
- (3) 法第24条第5項又は第6項第1号の規定により保育所等に入所する児童のうち、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において3歳未満であるもの 別表第3に掲げる額
- (4) 法第24条第6項第2号の規定により家庭的保育事業等（同条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。以下同じ。）を利用する乳児又は幼児のうち、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において4歳以上であるもの 別表第4に掲げる額
- (5) 法第24条第6項第2号の規定により家庭的保育事業等を利用する乳児又は幼児のうち、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において3歳であって、4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの 別表第5に掲げる額

(6) 法第24条第6項第2号の規定により家庭的保育事業等を利用する乳児又は幼児のうち、保育を実施する日の属する年度の前年度の3月31日において3歳未満であるもの 別表第6に掲げる額

第2条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、保育措置費を徴収しない。

(1) 同一世帯に保育所等入所児童等（法第24条第5項又は第6項の規定により保育所等に入所する児童又は家庭的保育事業等を利用する児童をいう。以下同じ。）又は幼稚園等通所児童（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所若しくは認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）に通い、在学し、若しくは在籍する児童、子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を受ける児童又は家庭的保育事業等により保育を受ける児童をいう。以下同じ。）が3人以上ある場合において、年長の順序に従って3人目以降の保育所等入所児童等に該当する場合

(2) 保育所等入所児童等が、生活保護法の規定による保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項に規定する支援給付又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下この号において「改正法」という。）附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付若しくは改正法附則第2条第3項に規定する支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を受けている者がある世帯に属している場合

(3) 保育所等入所児童等が、保育のあった月の属する年度（保育のあった月が4月から8月までの間にあっては、前年度。以下「基準年度」という。）分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）を課されている者のない世帯（以下「非課税世帯」という。）に属し、かつ、当該世帯に次のいずれかに該当する者がある場合

- ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者
 - イ 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - ウ 厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - オ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項の規定による特別児童扶養手当の支給を受けている者
 - カ 国民年金法の規定による障害基礎年金その他障害を支給事由とする年金の支給を受けている者
 - キ イからカまでに掲げる者とその障害の程度が同程度と認められる者
- (4) 保育所等入所児童等の同一世帯に次に掲げる児童がある場合において、当該児童が2人以上の場合
- ア 法第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童
 - イ 次に掲げる施設に入所している児童
 - (ア) 法第7条第1項に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）
 - (イ) 法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関（同項に規定する医療型児童発達支援を受ける場合及び同法第27条第2項の規定による委託が行われている場合に限る。）
 - (ウ) 法第6条の2の2第2項及び第4項に規定する厚生労働省令で定める施設（これらの項に規定する便宜の供与を受けるために入所する場合に限る。）
 - (エ) (ア) から (ウ) までに掲げる施設に類する施設として別に定めるもの
- (5) 前項各号に掲げる者が、法第6条の4第1項に規定する里親に養育されている児童である場合
- 第2条第4項中「別表第3」を「別表第7」に改め、同条第5項本文を次のように改める。
- 5 前項の階層区分は、本人及び扶養義務者の生活保護法の規定による保護又は支援給付の受給の有無並びに市町村民税及び所得税の課税状況により決定する。
- 第2条第6項中「前3項」を「前2項」に改める。

第3条第1項中「別表第4」を「別表第8」に改める。

第3条の2後段中「前2項」とあるのは「前項」と、」を削る。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

世帯区分	基準年度の所得割課税額(件数)による区分	徴収額													
		第1子							第2子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		1,900円	1,900円	2,000円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	900円	900円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
均等割課税世帯		3,200	3,300	3,400	3,500	3,600	3,700	3,800	1,600	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,800	5,000	5,100	5,300	5,500	5,700	5,700	2,400	2,500	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800
	35,000円以上 41,999円以下	5,200	5,400	5,500	5,700	5,900	6,100	6,200	2,600	2,700	2,700	2,800	2,900	3,000	3,000
	42,000円以上 48,599円以下	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	48,600円以上 58,999円以下	10,200	10,600	10,900	11,300	11,700	12,000	12,300	5,100	5,300	5,400	5,600	5,800	6,000	6,100
	58,100円以上 67,599円以下	11,200	11,600	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	6,800
	67,600円以上 77,100円以下	13,700	14,200	14,800	15,200	15,700	16,200	16,600	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300
	77,100円以上 86,999円以下	15,500	16,000	16,700	17,200	17,800	18,300	18,800	7,700	8,000	8,300	8,500	8,700	8,900	8,900
	87,000円以上 96,999円以下	16,700	17,300	17,900	18,500	19,100	19,700	20,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 102,599円以下	17,300	17,900	18,600	19,200	19,800	20,500	21,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	102,600円以上 110,899円以下	20,200	21,000	21,800	22,500	23,200	23,900	24,600	10,100	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	110,900円以上 124,999円以下	21,800	22,600	23,300	24,100	24,900	25,700	26,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上 138,599円以下	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	27,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	138,600円以上	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	28,900	11,900	12,300	12,700	13,200	13,600	14,000	14,400

備考1 「基準年度の所得割課税額」とは、保育所等入所児童等の保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者についての基準年度分の地方税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1

項第2号（同法第736条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下同じ。）（当該所得割を計算する場合においては、同法第314条の7から第314条の9まで（これらの規定を同法第736条第3項において準用する場合を含む。）並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定は、適用せず、同法第323条本文（同法第736条第3項において準用する場合を含む。）の規定による市町村民税の減免があった場合においては、当該減免額を所得割の額から控除して得た額とする。以下同じ。）を合算した額をいう。

2 第1子の欄は同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って1人目の保育所等入所児童等である場合について、第2子の欄は同一世帯に2人以上保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って2人目の保育所等入所児童等である場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、保育所等入所児童等と同一世帯に第2条第3項第4号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、保育所等入所児童等のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育措置費を徴収しない。

4 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

(1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合

(2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合

(3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合

(4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合

(5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合

(6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合

(7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第2（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額(件額)による区分	収 額													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
所得税 世帯		2,100円	2,200円	2,200円	2,300円	2,400円	2,400円	2,400円	1,000円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
均等割 課税世帯		3,500	3,600	3,700	3,900	4,000	4,100	4,200	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,500	2,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000
	35,000円以上 41,999円以下	5,800	6,000	6,300	6,400	6,700	6,900	7,000	2,900	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	42,000円以上 48,599円以下	6,000	6,300	6,500	6,700	7,000	7,200	7,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	48,600円以上 58,099円以下	11,600	12,000	12,400	12,800	13,200	13,600	14,000	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	58,100円以上 67,599円以下	13,700	14,100	14,600	15,100	15,600	16,100	16,500	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	67,600円以上 77,100円以下	16,300	16,900	17,400	18,100	18,700	19,200	19,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	77,101円以上 86,599円以下	18,500	19,100	19,800	20,500	21,200	21,800	22,400	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	87,000円以上 96,599円以下	19,100	19,800	20,500	21,100	21,900	22,600	23,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上 102,599円以下	19,500	20,300	21,000	21,700	22,400	23,100	23,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	102,600円以上 110,899円以下	24,700	25,600	26,500	27,400	28,300	29,200	30,000	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	110,900円以上 124,999円以下	27,000	28,000	28,900	29,900	30,900	31,900	32,800	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上 138,599円以下	28,100	29,200	30,100	31,200	32,200	33,200	34,100	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	138,600円以上 168,999円以下	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
	169,000円以上 174,599円以下	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
	174,600円以上	29,300	30,400	31,400	32,500	33,600	34,600	35,600	14,600	15,200	15,700	16,200	16,800	17,300	17,900

備考1 「基準年度の所得割課税額」とは、別表第1備考1に規定する合算した額をい

う。

2 第1子の欄は同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って1人目の保育所等入所児童等である場合について、第2子の欄は同一世帯に2人以上保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って2人目の保育所等入所児童等である場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、保育所等入所児童等と同一世帯に第2条第3項第4号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、保育所等入所児童等のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育措置費を徴収しない。

4 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

(1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合

(2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合

(3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合

(4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合

(5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合

(6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合

(7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第4を別表第8とし、別表第3を別表第7とし、別表第2の次に次の4表を加える。

別表第3（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	徴収額													
		第1子							第2子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		2,400	2,500	2,600	2,700	2,800	2,900	2,900	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
均等割課税世帯		3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
その他の世帯	1円以上4,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	35,000円以上41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	42,000円以上48,999円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
	49,000円以上58,999円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	59,000円以上67,999円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100
	68,000円以上77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	77,101円以上86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	87,000円以上96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	97,000円以上102,999円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900
	103,000円以上110,999円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	111,000円以上124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	125,000円以上138,999円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600
	139,000円以上168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
	169,000円以上174,999円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
	175,000円以上211,999円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
212,000円以上	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	

以上300,999円以下														
300,000円以上357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400
358,000円以上396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600
397,000円以上	70,400	72,900	75,500	78,100	80,700	83,200	85,700	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100

備考1 「基準年度の所得割課税額」とは、別表第1備考1に規定する合算した額をいう。

2 第1子の欄は同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って1人目の保育所等入所児童等である場合について、第2子の欄は同一世帯に2人以上保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って2人目の保育所等入所児童等である場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、保育所等入所児童等と同一世帯に第2条第3項第4号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、保育所等入所児童等のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育措置費を徴収しない。

4 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
- (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
- (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
- (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
- (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
- (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
- (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

世帯区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	徴収額													
		第1子							第2子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		円 1,600	円 1,600	円 1,700	円 1,800	円 1,800	円 1,800	円 1,800	円 700	円 700	円 800	円 800	円 800	円 800	円 800
均等割課税世帯		2,700	2,800	2,900	3,000	3,000	3,100	3,200	1,300	1,300	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	4,100	4,300	4,300	4,500	4,700	4,900	4,900	2,000	2,100	2,100	2,200	2,300	2,400	2,400
	35,000円以上 41,999円以下	4,400	4,600	4,700	4,900	5,000	5,200	5,300	2,200	2,300	2,300	2,400	2,400	2,500	2,500
	42,000円以上 48,599円以下	4,800	4,900	5,100	5,300	5,500	5,600	5,700	2,400	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	48,600円以上 58,999円以下	8,700	9,100	9,300	9,700	10,000	10,300	10,500	4,300	4,500	4,600	4,800	4,900	5,100	5,200
	58,100円以上 67,599円以下	9,600	9,900	10,300	10,600	11,000	11,300	11,600	4,800	4,900	5,100	5,300	5,500	5,600	5,800
	67,600円以上 77,100円以下	11,700	12,200	12,700	13,000	13,500	13,900	14,200	5,800	6,100	6,300	6,500	6,700	6,900	7,100
	77,101円以上 86,999円以下	13,300	13,700	14,300	14,700	15,300	15,700	16,100	6,600	6,800	7,100	7,300	7,400	7,600	7,600
	87,000円以上 96,999円以下	14,300	14,800	15,300	15,900	16,400	16,900	17,300	6,900	6,900	7,200	7,300	7,400	7,600	7,600
	97,000円以上 102,599円以下	14,800	15,300	15,900	16,500	17,000	17,600	18,000	6,900	6,900	7,200	7,300	7,400	7,600	7,600
	102,600円以上 110,899円以下	17,300	18,000	18,700	19,300	19,900	20,500	21,100	8,600	8,900	9,300	9,500	9,800	9,900	9,900
	110,900円以上 124,999円以下	18,700	19,400	20,000	20,700	21,400	22,100	22,700	8,900	8,900	9,300	9,500	9,800	9,900	9,900
	125,000円以上 138,599円以下	19,600	20,200	20,900	21,700	22,400	23,100	23,700	8,900	8,900	9,300	9,500	9,800	9,900	9,900
138,600円以上	20,400	21,200	21,900	22,700	23,400	24,100	24,800	10,200	10,500	10,900	11,300	11,600	12,000	12,300	

備考1 「基準年度の所得割課税額」とは、別表第1備考1に規定する合算した額をいう。

2 第1子の欄は同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って1人目の保育所等入所児童等である場合について、第2

子の欄は同一世帯に2人以上保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って2人目の保育所等入所児童等である場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、保育所等入所児童等と同一世帯に第2条第3項第4号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、保育所等入所児童等のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育措置費を徴収しない。

4 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

(1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合

(2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合

(3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合

(4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合

(5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合

(6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合

(7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

世帯区分	基準年度の 所得割課税 額(年額) による区分	収 額													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
所得税 世帯		円 1,800	円 1,800	円 1,800	円 1,900	円 2,000	円 2,000	円 2,000	円 800	円 900	円 900	円 900	円 900	円 900	円 900
均等割 課税世帯		3,000	3,000	3,100	3,300	3,400	3,500	3,600	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
その他 の世帯	1円以上 34,999円以下	4,600	4,800	4,900	5,100	5,300	5,500	5,500	2,300	2,400	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500
	35,000円以上 41,999円以下	4,900	5,100	5,400	5,500	5,700	5,900	6,000	2,400	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	42,000円以上 48,599円以下	5,100	5,400	5,500	5,700	6,000	6,100	6,200	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	49,600円以上 58,099円以下	9,900	10,300	10,600	11,000	11,300	11,600	12,000	4,900	4,900	4,900	5,000	5,100	5,200	5,200
	58,100円以上 67,599円以下	11,700	12,100	12,500	12,900	13,400	13,800	14,100	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100
	67,600円以上 77,100円以下	14,000	14,500	14,900	15,500	16,000	16,500	17,000	6,900	6,900	7,200	7,300	7,400	7,600	7,600
	77,101円以上 86,999円以下	15,900	16,400	17,000	17,600	18,200	18,700	19,200	6,900	6,900	7,200	7,300	7,400	7,600	7,600
	87,000円以上 96,999円以下	16,400	17,000	17,600	18,100	18,800	19,400	19,900	6,900	6,900	7,200	7,300	7,400	7,600	7,600
	97,000円以上 102,599円以下	16,700	17,400	18,000	18,600	19,200	19,800	20,400	6,900	6,900	7,200	7,300	7,400	7,600	7,600
	102,600円以上 110,899円以下	21,300	22,000	22,700	23,500	24,300	25,100	25,800	8,900	8,900	9,300	9,500	9,800	9,900	9,900
	110,900円以上 124,999円以下	23,300	24,000	24,800	25,700	26,500	27,400	28,200	8,900	8,900	9,300	9,500	9,800	9,900	9,900
	125,000円以上 138,599円以下	24,100	25,100	25,800	26,800	27,600	28,500	29,300	8,900	8,900	9,300	9,500	9,800	9,900	9,900
	138,600円以上 169,999円以下	25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600	11,400	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300
	169,000円以上 174,599円以下	25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600	11,400	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300
174,600円以上	25,100	26,100	27,000	27,900	28,800	29,700	30,600	12,500	13,000	13,500	13,900	14,400	14,800	15,300	

備考1 「基準年度の所得割課税額」とは、別表第1備考1に規定する合算した額をい

- う。
- 2 第1子の欄は同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って1人目の保育所等入所児童等である場合について、第2子の欄は同一世帯に2人以上保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って2人目の保育所等入所児童等である場合について、それぞれ適用する。
 - 3 2にかかわらず、保育所等入所児童等と同一世帯に第2条第3項第4号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、保育所等入所児童等のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育措置費を徴収しない。
 - 4 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
 - (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
 - 5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

世帯区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	収 額													
		第 1 子							第 2 子						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		円 2,100	円 2,200	円 2,200	円 2,300	円 2,400	円 2,500	円 2,500	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000	円 1,000
均等割課税世帯		3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
その他の世帯	1円以上4,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	55,000円以上41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	42,000円以上48,999円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	48,600円以上58,999円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300	5,300
	58,100円以上67,999円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200	6,200
	67,600円以上77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	77,101円以上86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	87,000円以上96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	97,000円以上102,999円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700	7,700
	102,600円以上110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	110,900円以上124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	125,000円以上138,999円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000	10,000
	138,600円以上168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
	168,000円以上174,999円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400	12,400
174,600円以上211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600	

211,201 円 以上300, 999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600	17,600
301,000 円 以上357, 999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500	18,500
358,000 円 以上366, 999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600	18,600
367,000 円 以上	48,700	50,600	52,400	54,300	56,100	58,000	59,800	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400	23,400

備考1 「基準年度の所得割課税額」とは、別表第1備考1に規定する合算した額をいう。

2 第1子の欄は同一世帯に保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って1人目の保育所等入所児童等である場合について、第2子の欄は同一世帯に2人以上保育所等入所児童等又は幼稚園等通所児童があり、かつ、年長の順序に従って2人目の保育所等入所児童等である場合について、それぞれ適用する。

3 2にかかわらず、保育所等入所児童等と同一世帯に第2条第3項第4号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、保育所等入所児童等のうち年長の順序に従って1人目の者について第2子の欄を適用し、その他の者については保育措置費を徴収しない。

4 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
- (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
- (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
- (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
- (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
- (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
- (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(保健福祉局子育て支援部保育課)